

第2章 災害予防計画

第1節 津波対策に携わる組織整備

第1 津波対策に携わる組織の整備

活動項目
1 日立市の活動体制
2 茨城県の活動体制
3 防災関係機関等の活動体制

担	責任者	総務部長
		消防長
当	課	防災対策課、警防課、予防課
	関係機関	国、県（関係部課）、防災関係機関、事業所、施設管理者

1 日立市の活動体制

地震災害対策計画編 第2章第1節第1の1「日立市の活動体制」に準じる。

2 茨城県の活動体制

地震災害対策計画編 第2章第1節第1の2「茨城県の活動体制」に準じる。

3 防災関係機関等の活動体制

地震災害対策計画編 第2章第1節第1の3「防災関係機関等の活動体制」に準じる。

第2 相互応援体制の整備

活動項目
1 市町村間の相互応援体制
2 国等の機関に対する職員派遣の要請・斡旋
3 公共的団体等との協力体制
4 他地域への応援活動体制

担	責任者	総務部長
		消防長、市長公室長
当	課	防災対策課、警防課、消防本部総務課、政策企画課
	関係機関	県（関係部課）、関係市町村、防災関係機関

1 市町村間の相互応援体制

地震災害対策計画編 第2章第1節第2の1「市町村間の相互応援体制」に準じる。

2 国等の機関に対する職員派遣の要請・斡旋

地震災害対策計画編 第2章第1節第2の2「国等の機関に対する職員派遣の要請・斡旋」に準じる。

3 公共的団体等との協力体制

地震災害対策計画編 第2章第1節第2の3「公共的団体等との協力体制」に準じる。

4 他地域への応援活動体制

地震災害対策計画編 第2章第1節第2の4「他地域への応援活動体制」に準じる。

第3 防災組織等活動体制の整備

活動項目
1 自主防災組織の育成・連携
2 事業所防災体制の強化
3 ボランティア活動環境の整備

担 当	責 任 者	総務部長 消防長、市長公室長、生活環境部長、保健福祉部長
	課	防災対策課、広報戦略課、警防課、予防課、コミュニティ推進課、社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課
	関係機関	自主防災組織、市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK水戸放送局、その他報道機関、各関係機関・団体・事業所

1 自主防災組織の育成・連携

地震災害対策計画編 第2章第1節第3の1「自主防災組織の育成・連携」に準じる。

2 事業所防災体制の強化

地震災害対策計画編 第2章第1節第3の2「事業所防災体制の強化」に準じる。

3 ボランティア活動環境の整備

地震災害対策計画編 第2章第1節第3の3「ボランティア活動環境の整備」に準じる。

第2節 情報通信ネットワーク整備等

第1 災害情報通信設備の整備

活動項目
1 情報通信設備の整備
2 情報通信設備の耐浪化

担当	責任者	総務部長 市長公室長、消防長、都市建設部長、公営企業管理者（上下水道部長）
	課	防災対策課、総務部総務課、広報戦略課、警防課（各署所）、 公共建築課、上下水道部総務課
	関係機関	県防災・危機管理課、NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店

1 情報通信設備の整備

情報通信設備の整備に当たっては、複数系統化、代替設備の整備を推進するものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第2節第1の1「情報通信設備の整備」に準じる。

2 情報通信設備の耐浪化

市は、情報通信設備設置者として、津波による被災の危険性の高い場所に設備を整備しないこと、やむを得ず整備する場合は、地下埋設などの耐浪化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第2節第1の2「情報通信設備の耐震化」に準じる。

第2 防災情報システムの運用

活動項目
1 防災通信システム
2 防災情報システム
3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長、生活環境部長、保健福祉部長
	課	防災対策課、総務部総務課、警防課（各署所）、天気相談所
	関係機関	総務省消防庁、県防災・危機管理課、NTT 東日本茨城支店

1 防災通信システム

地震災害対策計画編 第2章第2節第2の1「防災通信システム」に準じる。

2 防災情報システム

地震災害対策計画編 第2章第2節第2の2「防災情報システム」に準じる。

3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

地震災害対策計画編 第2章第2節第2の3「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」に準じる。

第3 情報通信網の整備

活動項目
1 アマチュア無線ボランティアによる情報収集の協力要請
2 市民に対する情報伝達の整備
3 その他通信網の整備

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長、市長公室長
	課	防災対策課、警防課（各署所）、広報戦略課
	関係機関	市社会福祉協議会、日立アマチュア無線クラブ

1 アマチュア無線ボランティアによる情報収集の協力要請

地震災害対策計画編 第2章第2節第3の1「アマチュア無線ボランティアによる情報収集の協力要請」に準じる。

2 市民に対する情報伝達の整備

地震災害対策計画編 第2章第2節第3の2「市民に対する情報伝達の整備」に準じる。

3 その他通信網の整備

地震災害対策計画編 第2章第2節第3の3「その他通信網の整備」に準じる。

第4 津波情報伝達に関する対策等

活動項目
1 津波情報伝達に関する対策
2 海面監視体制の確立
3 漁業協同組合の役割
4 茨城港日立港区の体制

担 当	責 任 者	総務部長 消防長、市長公室長、産業経済部長
	課	防災対策課、警防課（各署所）、広報戦略課、産業立地推進課、 農林水産課、観光物産課
	関係機関	水戸地方气象台、茨城海上保安部、 県（防災・危機管理課、港湾課、茨城港湾事務所日立港区事業所）、 日立警察署、漁業協同組合、消防団、自主防災組織

1 津波情報伝達に関する対策

(1) 津波情報受伝達対策

- ア 休日、夜間でも迅速な受伝達が可能な市の組織体制を確立する。
- イ 県防災情報ネットワークシステム、市一斉同報メール配信システム等の各種媒体を通じ、気象庁の情報を迅速に収集する。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の整備

あらゆる情報媒体（防災行政無線（固定系）、IP無線、有線・携帯電話（エリアメール等）、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFM等）や関係機関及び自主防災組織等と協力して、津波情報の迅速かつ的確な伝達に努める。

ア 防災行政無線（固定系）の整備活用

津波警報等の情報伝達や避難指示を迅速、確実な伝達を期するため、防災行政無線（固定系）の整備に努める。

また、様々な環境下にある市民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、他の伝達手段（全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等）を整備し、手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 地域団体等への情報伝達

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線（戸別受信機、屋外放送塔）の整備に努める。

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に活動できる組織体制を指導育成する。

津波警報、避難指示等を地域住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等については、「直ちに避難せよ」など、緊迫感のある指示的なものにしておく。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

ウ 津波地震や遠地地震への対応

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

2 海面監視体制の確立

強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、気象庁の「津波なし」の通報があるまでは、市、防災関係機関が相互協調の基に役割分担を定め、安全な場所で海面を監視する体制を確立する。

市民や関係機関に対する情報伝達に当たり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸部において津波来襲状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

3 漁業協同組合の役割

それぞれの漁港地区において、短時間内に漁船が避難又は安全なけい留ができるような場所及び方法をあらかじめ検討しておく。

また、津波警報等の予報略文の伝達と秩序ある漁船の避難又は安全なけい留ができるような訓練を実施し、漁船組合員の安全はもちろん、漁船等の被災防止を研究する。

なお、組合員内に海面の水位を監視する組織を確立し、市との連絡体系を確立する。

4 茨城港日立港区の体制

- (1) 日立港長から市への関連情報の伝達は、あらかじめ定めている連絡系統に基づき、責任者へ連絡することとし、港内停船舶、出漁漁船、作業船等への伝達は、代理店又は漁業協同組合等と連携して行う。
- (2) 津波発生時において、避難誘導等が適切に行えるようにするため、港湾管理者、防災関係機関及び港湾利用企業の連携体制を再構築するとともに、県とともに津波避難誘導等の総合的な防災訓練を定期的に企画・実施し、災害対応に関する関係者の意識の向上・維持を図る。

第3節 津波に強いまちづくり

第1 基本的な考え方

活動項目
1 基本的な考え方
2 津波に強いまちづくりのための施設整備
3 津波災害特別警戒区域等の指定

担 当	責 任 者	総務部長、都市建設部長
	課	防災対策課、都市政策課、都市整備課、道路建設課、道路管理課
	関係機関	県（生活環境部、土木部）

1 基本的な考え方

津波時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、津波に強いまちづくりの推進を図ることが重要である。

津波に強いまちづくりを進めるに当たっては、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

(1) 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- | |
|---|
| ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 |
| イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 |

(2) 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上を図る。

また、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げを県に要請するとともに、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(3) 発生頻度が高い津波に対する対策

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備等について、県に要請していくものとする。

(4) 県と市の役割

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。

市は、県と連携し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進するものとする。

2 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

また、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

3 津波災害特別警戒区域等の指定

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、(注)津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

市は、津波発生時に津波災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定めるものとする。

- | |
|---|
| <p>①人的被害を生ずるおそれのある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③津波避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要 がある
と認められる、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等</p> <p>⑤①～④に掲げるもののほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制 に関する事項</p> |
|---|

市は、津波災害警戒区域内の施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

また、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

また、津波災害特別警戒区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(注) 津波災害警戒区域等について

1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

3 災害危険区域（建築基準法第39条）

津波災害等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

第2 防災空間の整備

活動項目	
1	海岸保全施設の整備
2	公園・緑地の整備
3	防災道路・避難路となる道路の整備
4	消防活動空間確保のための道路整備

担 当	責 任 者	都市建設部長、産業経済部長、教育長（教育部長）
	課	都市整備課、道路建設課、道路管理課、かみね公園管理事務所、農林水産課、スポーツ振興課
	関係機関	県（農林水産部、土木部）、常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、各関係事業所

1 海岸保全施設の整備

県は、以下を基本として整備の促進を図る。市は、県と十分に連携していくものとする。

- (1) 海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防 等河川管理施設、海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に、海岸防災林は飛砂・風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤として再生対策を図るものとする。

- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

また、既存の防潮堤等は、殆どが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されていることから、東日本大震災による港湾・漁港区域の後背地の被災状況を踏まえた、今後想定される津波高による基準での整備・改築を関係機関へ要請を行う。

また、漁港や陸岸に強い波力が作用し、これを決壊させるおそれのある箇所や漂砂が生じて海浜の砂が失われつつある箇所に、突堤及び離岸堤の整備を促進して、消波、波高減衰又は堆砂、トンボロを発生させるなどして海浜の前進を図る。

なお、日高漁港北側については、年々海浜が後退して汀線が失われ、波浪による断崖の崖崩れが続く、次第に浸食の傾向を示している現状にあるので、海岸保全区域に指定されるよう関係機関へ要請を行う。

2 公園・緑地の整備

地震災害対策計画編 第2章第3節第1の1「公園・緑地の整備」に準じる。

3 防災道路・避難路となる道路の整備

地震災害対策計画編 第2章第3節第1の2「防災道路・避難路となる道路の整備」に準じる。

4 消防活動空間確保のための道路整備

地震災害対策計画編 第2章第3節第1の3「消防活動空間確保のための道路整備」に準じる。

第3 市街地の整備

活動項目	
1	都市計画等における「津波防災の観点」の導入促進
2	過密市街地の整備

担	責 任 者	都市建設部長
	課	都市政策課、都市整備課、道路建設課、建築指導課
当	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、各関係事業所

1 都市計画等における「津波防災の観点」の導入促進

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第3節第2の1「都市計画等における『防災的観点』の導入促進」に準じる。

2 過密市街地の整備

地震災害対策計画編 第2章第3節第2の2「過密市街地の整備」に準じる。

第4 避難施設の整備

活動項目
1 避難施設整備計画の作成
2 避難施設の役割・機能
3 指定緊急避難場所等の整備
4 津波一時避難場所指定方針
5 津波一時避難場所指定基準
6 避難路の確保
7 避難計画の策定等

担 当	責 任 者	総務部長 都市建設部長、消防長、保健福祉部長、生活環境部長、 教育長（教育部長）
	課	防災対策課、道路建設課、警防課（各署所）、予防課、社会福祉課、 高齢福祉課、障害福祉課、国民健康保険課、介護保険課、 農林水産課、コミュニティ推進課、学校施設課
	関係機関	日立警察署、消防団、自主防災組織

1 避難施設整備計画の作成

津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中の高層階や人工構造物を指定緊急避難場所の対象として計画を作成する。

2 避難施設の役割・機能

地震災害対策計画編 第2章第3節第3の1「避難施設の役割・機能」に準じる。

3 指定緊急避難場所等の整備

津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行うものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>(2) (1)の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民へ周知徹底を図るものとする。</p> |
|---|

県は、市が行う指定緊急避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として確保する場合には、以下の基準を考慮するものとする。

- (1) 津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位を「基準水位」として明らかにし、その水位以上の場所に指定緊急避難場所が配置され安全な構造である建築物を指定するように努めるものとする。
- (2) 民間ビル等の津波避難ビルの指定に当たっては、あらかじめビル管理者と管理協定を締結するなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。その他については、地震災害対策計画編 第2章第3節第3の2「指定緊急避難場所等の整備」に準じる。

4 津波一時避難場所指定方針

(1) 条件

市は、次の条件を満たす場所、又は海岸線に建設されている高層建築物をその所有者の協力を得ながら「津波一時避難場所」に指定し確保するよう努める。

- ア 海岸線から100m以上離れている広場、公園、グラウンド、道路、高層建築物等
- イ 津波の破壊力に耐えられる建築物の構造であること
- ウ 予想される津波よりも高い位置にあること

(2) 指定者

なお、津波一時避難場所の指定は、市のほか自主防災組織等が、「5 津波一時避難場所指定基準」に基づき指定する。

5 津波一時避難場所指定基準

市が指定する津波一時避難場所指定基準は、次のとおりとする。

(1) 建築物又は広場等の位置

海岸線又は国道245号線から、原則として100m以上離れている建築物又は広場等とする。

(2) 建築物の構造

鉄筋コンクリート、又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、階層が3以上の建築物であることとする。ただし、海抜4m以上の土地に建設されているものは、階層にこだわらないものとする。

(3) 建築物の避難可能人員

原則として、1人あたりの有効床面積割合を1.0㎡として算定し、避難可能人員が、おおむね100人以上（60㎡以上）収容できることを前提とする。

また、2階以上の建築物又は共同住宅等については、所有者の協力を得た部分、又は廊下、階段等共有部分の有効床面積の合計が60㎡以上であること。

なお、自主防災組織等が指定するものは、上記基準によらないものとする。

6 避難路の確保

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、以下に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための避難路となるよう工夫・改善に努める。

- (1) 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- (2) 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。
- ア 地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等
 - イ 指定緊急避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること
 - ウ 地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第3節第3の3「避難路の確保」に準じる。

7 避難計画の策定等

津波については、具体的な想定や訓練の実施等を通じた実践的な避難計画を策定するものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第3節第3の4「避難計画の策定等」に準じる。

第5 避難・退避に関する対策

活動項目
1 避難体制
2 異常現象発見者の通報義務等

担 当	責 任 者	総務部長 産業経済部長、生活環境部長、消防長
	課	防災対策課、観光物産課、農林水産課、コミュニティ推進課、 警防課（各署所）、予防課
	関係機関	水戸地方気象台、茨城海上保安部、茨城港湾事務所日立港区事業所、 日立警察署、漁業協同組合、消防団、自主防災組織

1 避難体制

- (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

津波の具体的な想定や訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

国は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。地下街、劇場等の興業場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(2) 徒歩避難の原則及びその周知等

ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家具の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

イ 自動車による避難の検討

津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

道路基盤の状況によっては渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。

(3) 避難誘導を行う者の安全の確保

消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は、安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

【防災従事者の安全のための対策例】

- ・津波注意報・警報等が発表された場合「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。
- ・J-ALERTによる自動避難指示方法及び津波防災ステーションによる遠隔操作による水門・陸閘の閉鎖
- ・海面状態の防災カメラでの監視
- ・強い地震（震度4以上の地震）を感じた場合、气象台より津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。
- ・津波警報発表時には、水門の閉鎖より安全確保を優先する。
- ・避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難する。
- ・立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。
- ・津波到達予想時刻前には十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。（時間をあらかじめ設定しておく。）
- ・救命胴衣の着用。無線機、ヘルメットの着用等
- ・避難訓練時に職員に周知する。

(4) 避難指示

避難の指示は、気象庁が発表する津波注意報・警報を基本とするが、震度4以上の地震を感知した場合は、海面監視、市民等の情報、テレビ・ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらを総合判断して発令する。

また、早期に避難指示ができる組織体制を確立する。

(5) 避難誘導

ア 避難誘導については、防災行政無線、IP無線、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFM、メガホンの連呼等により、市指定の指定緊急避難場所に誘導することを基本とし、地域内企業、住民等の自主避難と連携し、迅速、的確に実施し得る体制を確立する。

また、自主避難等を容易にするため、避難地案内板や避難誘導標識等の整備に努めるとともに津波ハザードマップの作成、配付を行う。

避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団等への避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

イ また、自力避難の困難な高齢者、障害者等の実態を把握し、これら要配慮者を考慮した指定緊急避難場所の確保をするとともに、迅速かつ的確な避難誘導を行うために、防災関係機関、自主防災組織、近隣居住者等と協力して、その体制整備に努める。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備し、避難行動要支援者一人ひとりの避難誘導計画である避難支援プラン個別計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関・団体が連携して避難誘導できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。

ウ 要配慮者の避難後の支援

要配慮者が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、災害前から受入施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

エ 地域住民等の避難誘導を自治会、自主防災組織等の役割として明確に位置付け、これらと行政機関とが連動し、早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

オ 夏の海水浴シーズン中は、各観光案内所又は監視台に連絡し、海水浴客に速やかに避難するよう誘導する。

また、防災行政無線の屋外放送塔を設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図るものとする。内陸部等からの一時滞在者に対しては、津波に関する知識、津波発生の際の避難方法（避難経路・指定緊急避難場所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

カ 遊漁船関係者、釣り客等の迅速な避難、退避の実施を確保するため、遊漁船関係、漁業関係者等の協調連絡体制を強化し、緊急を要する場合は、自主的に避難誘導措置が講じられるよう組織体制、実施要領等について指導する。

キ 小型船舶等の避難、安全性を確保するため、早期の沖合避難、けい留船の補強措置、引き上げ固縛措置等の整備を指導する。

- ク 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- ケ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- コ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 異常現象発見者の通報義務等

海面の異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（市・消防署）、警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

なお、通報を受けた警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）は、その旨を速やかに市長に通報し、また、市長は水戸地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第4節 防災重要施設の耐浪化

第1 道路等及び交通施設の安全化

活動項目	
1	道路・鉄道施設の整備
2	港湾、堤防、漁港の整備

担 当	責 任 者	都市建設部長 総務部長、産業経済部長
	課	道路建設課、都市政策課、幹線道路整備促進課、都市整備課、道路管理課、防災対策課、産業立地推進課、農林水産課
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、茨城海上保安部、 県（高萩工事事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、 JR東日本、漁業協同組合

1 道路・鉄道施設の整備

道路・鉄道施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、耐浪化の確保を図るとともに、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第4節第1の1「道路・鉄道施設の整備」に準じる。

2 港湾、堤防、漁港の整備

地震災害対策計画編 第2章第4節第1の2「港湾、堤防、漁港の整備」に準じる。

第2 ライフライン等の耐浪対策

活動項目	
1	災害に強いライフラインの整備・強化

担 当	責 任 者	総務部長 公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者）
	課	防災対策課、水道課、下水道課、浄水課、浄化センター
	関係機関	東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支社、 NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店

1 災害に強いライフラインの整備・強化

上下水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

従って、これらの施設について、津波災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防対策を講じることが重要かつ有効である。

このため、各施設に耐浪性を考慮した設計指針に基づき、耐浪性の強化及び代替性の確保、系統多重化等による被害軽減のための諸対策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

(1) 上水道施設（日立市企業局）

主要施設は津波による被災の可能性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第4節第2の1「災害に強いライフラインの整備・強化」に準じる。

(2) 下水道施設（日立市企業局）

放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第4節第2の1「災害に強いライフラインの整備・強化」に準じる。

(3) 電力施設（東京電力パワーグリッド 日立事務所）

主要施設は津波による被災の可能性が高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第4節第2の1「災害に強いライフラインの整備・強化」に準じる。

(4) 都市ガス施設（東京ガス日立支社）

主要施設は津波による被災の可能性が高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第4節第2の1「災害に強いライフラインの整備・強化」に準じる。

(5) 電話施設（NTT 東日本茨城支店・NTT ドコモ茨城支店）

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の可能性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第4節第2の1「災害に強いライフラインの整備・強化」に準じる。

第3 高圧ガス施設及び危険物施設の予防対策

活動項目
1 基本的な考え方
2 石油类等危険物施設の予防対策
3 高圧ガス及び火薬取扱施設の予防対策
4 毒劇物取扱施設の予防対策
5 放射性物質取扱施設の予防対策

担 当	責 任 者	消防長
	課	予防課、警防課（各署所）
	関係機関	県（防災・危機管理課、日立保健所）、各事業所

1 基本的な考え方

石油コンビナート等の危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

2 石油类等危険物施設の予防対策

地震災害対策計画編 第2章第4節第3の1「石油类等危険物施設の予防対策」に準じる。

3 高圧ガス及び火薬取扱施設の予防対策

地震災害対策計画編 第2章第4節第3の2「高圧ガス及び火薬取扱施設の予防対策」に準じる。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

地震災害対策計画編 第2章第4節第3の3「毒劇物取扱施設の予防対策」に準じる。

5 放射性物質取扱施設の予防対策

地震災害対策計画編 第2章第4節第3の4「放射性物質取扱施設の予防対策」に準じる。

第4 消防設備等の整備

活動項目
1 常備消防力の整備・強化
2 消防団及び消防組織の整備・強化

担 当	責 任 者	消防長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課（各署所）
	関係機関	消防団、自衛消防隊

1 常備消防力の整備・強化

地震災害対策計画編 第2章第4節第4の1「常備消防力の整備・強化」に準じる。

2 消防団及び消防組織の整備・強化

地震災害対策計画編 第2章第4節第4の2「消防団及び消防組織の整備・強化」に準じる。

第5節 緊急輸送体制の整備

第1 陸上輸送体制の整備

活動項目	
1	緊急輸送道路
2	交通規制計画
3	集積場所・輸送拠点
4	民間との協定締結の推進

担 当	責 任 者	都市建設部長 消防長
	課	都市整備課、道路建設課、道路管理課、警防課
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、茨城運輸支局、自衛隊、日立警察署、高萩工事事務所、NEXCO東日本水戸管理事務所、JR東日本、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会

1 緊急輸送道路

地震災害対策計画編 第2章第6節第1の1「緊急輸送道路」に準じる。

2 交通規制計画

地震災害対策計画編 第2章第6節第1の2「交通規制計画」に準じる。

3 集積場所・輸送拠点

地震災害対策計画編 第2章第6節第1の3「集積場所・輸送拠点」に準じる。

4 民間との協定締結の推進

地震災害対策計画編 第2章第6節第1の4「民間との協定締結の推進」に準じる。

第2 航空輸送体制の整備

活動項目	
1	臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備
2	ヘリコプター緊急離着陸場の確保

担 当	責 任 者	総務部長、消防長
	課	防災対策課、警防課
	関係機関	県防災・危機管理課、自衛隊

1 臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備

地震災害対策計画編 第2章第6節第2の1「臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備」に準じる。

2 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

地震災害対策計画編 第2章第6節第2の2「ヘリコプター緊急離着陸場の確保」に準じる。

第3 海上輸送体制の整備

活動項目
1 海上輸送体制の整備の推進

担 当	責 任 者	産業経済部長
		都市建設部長
	課	商工振興課、道路管理課
	関係機関	茨城海上保安部、自衛隊、茨城港湾事務所日立港区事業所 茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会

1 海上輸送体制の整備の推進

地震災害対策計画編 第2章第6節第3の1「海上輸送体制の整備の推進」に準じる。

第6節 救援救護体制の整備

第1 給水体制の整備

活動項目
1 行動指針の作成
2 応急給水用資機材の配備
3 応急飲料水の確保
4 検査体制の整備
5 緊急時協力体制の整備
6 災害時協力井戸制度の整備
7 応急給水所（拠点）の整備

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者）
		生活環境部長、総務部長
	課	上下水道部総務課、水道課、浄水課、環境政策課、防災対策課
	関係機関	水道協定市町村

1 行動指針の作成

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の1「行動指針の作成」に準じる。

2 応急給水用資機材の配備

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の2「応急給水用資機材の配備」に準じる。

3 応急飲料水の確保

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の3「応急飲料水の確保」に準じる。

4 検査体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の4「検査体制の整備」に準じる。

5 緊急時協力体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の5「緊急時協力体制の整備」に準じる。

6 災害時協力井戸制度の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の6「災害時協力井戸制度の整備」に準じる。

7 応急給水所（拠点）の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第1の7「応急給水所（拠点）の整備」に準じる。

第2 救急・救助体制の整備

活動項目
1 救助活動体制の強化
2 救急活動体制の強化
3 地域の救出・応急手当能力の向上

担	責任者	消防長
		保健福祉部長
当	課	警防課（各署所）、健康づくり推進課
	関係機関	日立保健所、日赤茨城県支部、日立市医師会

1 救助活動体制の強化

地震災害対策計画編第2章第7節第2の1「救助活動体制の強化」に準じる。

2 救急活動体制の強化

地震災害対策計画編第2章第7節第2の2「救急活動体制の強化」に準じる。

3 地域の救出・応急手当能力の向上

地震災害対策計画編第2章第7節第2の3「地域の救出・応急手当能力の向上」に準じる。

第3 応急医療体制の整備

活動項目
1 医療救護施設の確保
2 医療体制の整備
3 医療器具及び医薬品の確保

担	責任者	保健福祉部長
	課	健康づくり推進課
当	関係機関	日立保健所、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立薬剤師会、 関係医療機関

1 医療救護施設の確保

地震災害対策計画編 第2章第7節第3の1「医療救護施設の確保」に準じる。

2 医療体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第3の2「医療体制の整備」に準じる。

3 医療器具及び医薬品の確保

地震災害対策計画編 第2章第7節第3の3「医療器具及び医薬品の確保」に準じる。

第4 災害廃棄物処理体制の整備

活動項目
1 津波を伴う大規模地震を想定した処理・処分計画の策定
2 県内市町村、民間事業者との応援協力体制の整備
3 有害ごみ・危険ごみ分別徹底等の事前PR

担 当	責 任 者	生活環境部長
	課	環境衛生課、清掃センター
	関係機関	県（環境対策課、生活環境部）、関係事業所

1 津波を伴う大規模地震を想定した処理・処分計画の策定

地震災害対策計画編 第2章第7節第4の1「大規模地震を想定した処理・処分計画の策定」に準じる。

2 県内市町村、民間事業者との応援協力体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第4の2「県内市町村、民間事業者との応援協力体制の整備」に準じる。

3 有害ごみ・危険ごみ分別徹底等の事前PR

地震災害対策計画編 第2章第7節第4の3「有害ごみ・危険ごみ分別徹底等の事前PR」に準じる。

第5 し尿処理体制の整備

活動項目
1 災害用仮設トイレ等の整備
2 仮設用資機材の整備
3 収集運搬・管理体制の確立
4 処理方法の整備・検討

担 当	責 任 者	生活環境部長 公営企業管理者（上下水道部長） 総務部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長
	課	環境衛生課、下水道課、浄化センター、防災対策課、 教育委員会総務課、健康づくり推進課
	関係機関	県（環境対策課、生活環境部）、し尿処理関係事業所

1 災害用仮設トイレ等の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第5の1「災害用仮設トイレ等の整備」に準じる。

2 仮設用資機材の確保

地震災害対策計画編 第2章第7節第5の2「仮設用資機材の確保」に準じる。

3 収集運搬・管理体制の確立

地震災害対策計画編 第2章第7節第5の3「収集運搬・管理体制の確立」に準じる。

4 処理方法の整備・検討

地震災害対策計画編 第2章第7節第5の4「処理方法の整備・検討」に準じる。

第6 「住」環境の整備

活動項目
1 住宅供給等促進計画の策定推進
2 市営住宅耐震診断等

担	責 任 者	保健福祉部長
	課	市営住宅課
当	関係機関	各関係団体・事業所

1 住宅供給等促進計画の策定推進

地震災害対策計画編 第2章第7節第6の1「住宅供給等促進計画の策定推進」に準じる。

2 市営住宅耐震診断等

地震災害対策計画編 第2章第7節第6の2「市営住宅耐震診断等」に準じる。

第7 食糧・生活必需品供給体制の整備

活動項目
1 食糧等の備蓄並びに調達体制の整備
2 地域及び住民、事業所が行う備蓄整備
3 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

担	責 任 者	総務部長
	課	防災対策課
当	関係機関	関東農政局水戸地域センター、県北県民センター、 政府指定倉庫の責任者、生産者、農業協同組合、その他販売業者、 応援協定締結先事業所、自主防災組織、各指定避難所施設の管理者

1 食糧等の備蓄並びに調達体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第7の1「食糧等の備蓄並びに調達体制の整備」に準じる。

2 地域及び住民、事業所が行う備蓄整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第7の2「地域及び住民、事業所が行う備蓄整備」に準じる。

3 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第7節第7の3「生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備」に準じる。

第7節 要配慮者及び観光客等の安全確保対策

第1 基本的な考え方

活動項目
1 本市における要配慮者の現況
2 基本的な考え方
3 要配慮者に対する救護体制

担 当	責 任 者	保健福祉部長 生活環境部長
	課	社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康づくり推進課、コミュニティ推進課
	関係機関	市社会福祉協議会、各関係機関・団体

1 本市における要配慮者の現況

地震災害対策計画編 第2章第8節第1の1「本市における要配慮者の現況」に準じる。

2 基本的な考え方

地震災害対策計画編 第2章第8節第1の2「基本的な考え方」に準じる。

3 避難行動要支援者の安全確保

地震災害対策計画編 第2章第8節第1の3「避難行動要支援者の安全確保」に準じる。

第2 福祉のまちづくり

担 当	責 任 者	保健福祉部長、都市建設部長、市長公室長
	課	社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、都市政策課、都市整備課、道路建設課、公共建築課、政策企画課
	関係機関	県関係部局、市社会福祉協議会、各関係機関・団体

地震災害対策計画編 第2章第8節第2「福祉のまちづくり」に準じる。

第3 社会福祉施設等における対策

活動項目
1 防災組織体制の整備
2 緊急応援連絡体制の整備
3 社会福祉施設等の耐浪性の確保
4 防災資機材の整備
5 防災教育・訓練の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長、消防長
	課	社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、 予防課
	関係機関	市社会福祉協議会、各関係機関・団体

1 防災組織体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第3の1「防災組織体制の整備」に準じる。

2 緊急応援連絡体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第3の2「緊急応援連絡体制の整備」に準じる。

3 社会福祉施設等の耐浪性の確保

社会福祉施設等を新たに整備する場合は、津波による被災の可能性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、津波に対する安全性の確保や防災訓練の積極的実施等を行うものとする。

現在の施設等についても同様とする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第8節第3の3「社会福祉施設等の耐震性の確保」に準じる。

4 防災資機材の整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第3の4「防災資機材の整備」に準じる。

5 防災教育・訓練の実施

地震災害対策計画編 第2章第8節第3の5「防災教育・訓練の実施」に準じる。

第4 在宅要配慮者の救護体制の整備

活動項目	
1	要配慮者の状況把握
2	震災時の情報提供、緊急通報システムの整備
3	相互協力体制の整備
4	防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長、生活環境部長、消防長
	課	社会福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、 コミュニティ推進課、消防本部総務課（各署所）
	関係機関	日立保健所、市社会福祉協議会、各関係団体、自主防災組織

1 要配慮者の状況把握

地震災害対策計画編 第2章第8節第4の1「要配慮者の状況把握」に準じる。

2 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第4の2「震災時の情報提供、緊急通報システムの整備」に準じる。

3 相互協力体制の整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第4の3「相互協力体制の整備」に準じる。

4 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

地震災害対策計画編 第2章第8節第4の4「防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施」に準じる。

第5 外国人及び市外からの来訪者への防災対策

活動項目	
1	外国人の所在の把握
2	外国人を含めた防災訓練の実施
3	防災知識の普及・啓発
4	ライフラインカードの考え方
5	外国人及び市外からの来訪者への環境整備

担 当	責 任 者	生活環境部長、総務部長
	課	コミュニティ推進課、防災対策課、市民課、支所
	関係機関	自主防災組織、日立国際交流協議会、県国際交流協会、

1 外国人の所在の把握

地震災害対策計画編 第2章第8節第5の1「外国人の所在の把握」に準じる。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

地震災害対策計画編 第2章第8節第5の2「外国人を含めた防災訓練の実施」に準じる。

3 防災知識の普及・啓発

地震災害対策計画編 第2章第8節第5の3「防災知識の普及・啓発」に準じる。

4 ライフラインカードの考え方

地震災害対策計画編 第2章第8節第5の4「ライフラインカードの考え方」に準じる。

5 外国人及び市外からの来訪者への環境整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第5の5「外国人及び市外からの来訪者への環境整備」に準じる。

第6 避難対策

活動項目
1 避難施設等の整備
2 避難指示等の情報伝達
3 避難計画

担 当	責 任 者	保健福祉部長 総務部長、産業経済部長、教育長（教育部長）
	課	社会福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、防災対策課、観光物産課、教育委員会総務課、学務課
	関係機関	市社会福祉協議会、ホテル、旅館等の宿泊施設、観光施設等、自主防災組織

1 避難施設等の整備

地震災害対策計画編 第2章第8節第6の1「避難施設等の整備」に準じる。

2 避難指示等の情報伝達

地震災害対策計画編 第2章第8節第6の2「避難指示等の情報伝達」に準じる。

3 避難計画

地震災害対策計画編 第2章第8節第6の3「避難計画」に準じる。

第8節 燃料不足への備え

第1 燃料の調達、供給体制の整備

活動項目
1 市の役割
2 県石油業協同組合の役割

担	責任者	総務部長、消防長
	課	防災対策課、消防本部総務課
当	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 市の役割

地震災害対策計画編 第2章第9節第1の1「市の役割」に準じる。

2 県石油業協同組合の役割

地震災害対策計画編 第2章第9節第1の2「県石油業協同組合の役割」に準じる。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

活動項目
1 災害応急対策車両の指定
2 災害応急対策車両管理者の責務

担	責任者	総務部長、消防長
	課	総務部総務課、防災対策課、警防課
当	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 災害応急対策車両の指定

地震災害対策計画編 第2章第9節第2の1「災害応急対策車両の指定」に準じる。

2 災害応急対策車両管理者の責務

地震災害対策計画編 第2章第9節第2の2「災害応急対策車両管理者の責務」に準じる。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定等

活動項目
1 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定
2 平常時の心構え

担	責任者	総務部長、消防長
	課	防災対策課、消防本部総務課
当	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、 茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

地震災害対策計画編 第2章第9節第3の1「災害応急対策車両専用・優先給油所の指定」に準じる。

2 平常時の心構え

地震災害対策計画編 第2章第9節第3の2「平常時の心構え」に準じる。

第9節 防災教育・訓練

第1 基本的な考え方

活動項目
1 津波に関する啓発活動
2 津波ハザードマップの充実、活用
3 避難誘導標識等による啓発

担 当	責 任 者	総務部長 産業経済部長、生活環境部長、消防長、教育長（教育部長）
	課	防災対策課、観光物産課、農林水産課、コミュニティ推進課、 警防課（各署所）、予防課、教育委員会総務課、学務課、指導課
	関係機関	水戸地方気象台、茨城海上保安部、茨城港湾事務所日立港区事業所、 日立警察署、漁業協同組合、消防団、自主防災組織

1 津波に関する啓発活動

(1) 津波に関する共通意識の啓発

「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通意識として定着するように、次に示す津波に対する心得を基本とし、あらゆる機会を通じて啓発に努め、その周知徹底を図る。

【一般住民への津波に対する心得】

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、防災行政無線、海上保安庁又は気象庁ホームページなどを通じて入手する。
- エ 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸区域にいる人は、すぐ避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は呼びかけを行う。
- オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
- キ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。
- ク 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- ケ 第一波よりも、第二波、第三波など後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性がある。
- コ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性もある。

- サ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。
- シ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ス 浸水想定区域外でも浸水する可能性がある。
- セ 指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災もあり得る。

【船舶への津波に対する心得】

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに港外（水深の深い広いエリア）に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された場合は、直ちに港外へ退避する。
- エ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
※ なお、港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

(2) 津波に対する防災意識の高揚

市は、以下のことを行う。

- ア 市報、防災ハンドブック等の広報媒体を活用するとともに、防災講演会等あらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報する。
- イ 海岸地帯の住民に対し、自主防災組織での津波に関する知識の普及及び避難訓練等を実施して、津波災害の防止又は軽減を図る。
- ウ 学校等を通じて児童・生徒等に対し、津波に関する知識の普及を図る。
- エ 住民への指定緊急避難場所の周知徹底に努める。
- オ 海水浴シーズン前に、雇用する監視員に対し、津波に関する知識の普及を図る。

(3) 津波防災訓練の実施

市、市民、事業所等が一体となった実践的訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等の体制確立、津波の襲来を伴う船舶対応策の確立に努める。

その際、特に高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮したものとする。

2 津波ハザードマップの充実、活用

(1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定する。

市は、当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示すハザードマップについて常に充実を図り、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続の際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての市民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(3) 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：国土交通省等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するというを基本に、市民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

【工夫の例】

- ア 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急に避難する避難場所や、標高を示す。
- イ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。
- ウ 自分の家族の指定緊急避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。
- エ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。
- オ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくてれるようなものを付属させる。
- カ ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

(4) 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

(5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣りなどのレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や指定緊急避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

3 避難誘導標識等による啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、沿岸部などへの海拔表示、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民の日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意するものとする。

【取組の例】

- ア バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- イ 道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導や浸水想定区域の標示を取り付ける。
- ウ 市内の電柱等に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- エ 指定緊急避難場所の入口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- オ 海岸等に浸水想定区域や指定緊急避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

第2 防災教育の充実

活動項目
1 市職員に対する教育
2 市民に対する指導及び広報
3 園児、児童、生徒等に対する教育・指導

担 当	責 任 者	総務部長 市長公室長、生活環境部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、 消防長
	課	広報戦略課、人事課、防災対策課、コミュニティ推進課、 教育委員会総務課、学務課、指導課、子育て支援課、警防課、予防課
	関係機関	県（防災・危機管理課、教育庁）、日立警察署、防災関係機関

1 市職員に対する教育

地震災害対策計画編 第2章第10節第1の1「市職員に対する教育」に準じる。

2 市民に対する指導及び広報

地震災害対策計画編 第2章第10節第1の2「市民に対する指導及び広報」に準じる。

3 園児、児童、生徒等に対する教育・指導

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。

その他については、地震災害対策計画編 第2章第10節第1の3「園児、児童、生徒に対する教育・指導」に準じる。

第3 防災訓練の充実

活動項目
1 基本的な考え方
2 県が行う防災訓練
3 市が行う防災訓練
4 自主防災組織等における防災訓練
5 防災関係機関等が行う防災訓練

担 当	責 任 者	総務部長 消防長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、上下水道部長
	課	防災対策課、警防課、予防課、教育委員会総務課、学務課、指導課、 高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、上下水道部総務課、 ほか関係各課
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、消防団、J R東日本（市内各駅）、茨 城交通、東京電力パワーグリッド、日立事務所、東京ガス日立支社、NTT 東日本 茨城支店、NTT ドコモ茨城支店、その他関係機関、自主防災組織

1 基本的な考え方

海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた市民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

2 県が行う防災訓練

地震災害対策計画編 第2章第10節第2の1「県が行う防災訓練」に準じる。

3 市が行う防災訓練

地震災害対策計画編 第2章第10節第2の2「市が行う防災訓練」に準じる。

4 自主防災組織等における防災訓練

地震災害対策計画編 第2章第10節第2の3「自主防災組織等における防災訓練」に準じる。

5 防災関係機関等が行う防災訓練

地震災害対策計画編 第2章第10節第2の4「防災関係機関等が行う防災訓練」に準じる。

第 10 節 罹災証明書発行体制の整備

第 1 罹災証明書発行体制の整備

活動項目
1 県の役割
2 市の役割

担 当	責 任 者	総務部長、財政部長
	課	市民課、各支所、資産税課
	関係機関	茨城県

1 県の役割

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

2 市の役割

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。